

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正理由

操舵機室からの脱出設備を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則において、非常操舵場所がある操舵機室には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を除き、2 系統の脱出経路を設けることが要求されている。

IACS は、「開放甲板へ直接通じる経路」の定義及び非常操舵場所がない操舵機室に関する脱出経路の要件を明確にすべく、操舵機室と同等の保全防熱性を有する階段室及び／又は通路のみを経由して開放甲板へ通じる経路は「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨等を定める統一解釈 SC269 を 2014 年 12 月に採択し、既に本会では当該統一解釈を本会規則に取り入れている。

当該 IACS 統一解釈は、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会（SSE3）において審議され、「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す条件となる保全防熱性の解釈に関して、当該経路に本来条約で要求される防熱等級を下回らないことを明確にする様、指摘があった。

このため、IACS は指摘事項に対応すべく、統一解釈 SC269（Rev.1）を 2016 年 12 月に採択した。

従って、IACS 統一解釈 SC269（Rev.1）に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

操舵機室もしくは階段室及び／又は通路のいずれか厳しい方と同等の保全防熱性を有する階段室及び／又は通路のみを経由する脱出経路は、「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R13.4.2